

社援発0930第8号
平成28年9月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、同通知の一部を下記のとおり改正し、平成28年10月1日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

記

別添の新旧対照表のとおり改める。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日厚生省社会局長通知 社発第727号）

改正後	改正前																																
<p>第1～8（略） 様式第1号～第37号（略） 別紙第1号～第4号の1（略）</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術 (1) マッサージを行った場合 1局所につき <u>285</u>円 (2)（略） (3) 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき <u>575</u>円 注(1)～(3)（略）</p> <p>2 往療 患者1人1回につき1,800円 (1) 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に <u>770</u>円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律 <u>2,310</u>円を加算する。 (2)～(5)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>別紙第4号の3 柔道整復師の施術料金の算定方法 柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 初検、往療及び再検</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">初</td> <td style="text-align: center;">検</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td style="text-align: right;"><u>1,460</u>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">初</td> <td style="text-align: center;">検</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">往</td> <td style="text-align: center;">療</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td style="text-align: right;">1,860円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再</td> <td style="text-align: center;">検</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td style="text-align: right;">320円</td> </tr> </table> <p>注(1)～(8)（略）</p>	初	検	料	<u>1,460</u> 円	初	検	時	50円	往	療	料	1,860円	再	検	料	320円	<p>第1～8（略） 様式第1号～第37号（略） 別紙第1号～第4号の1（略）</p> <p>別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法 あん摩・マッサージ師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 施術 (1) マッサージを行った場合 1局所につき <u>275</u>円 (2)（略） (3) 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき <u>565</u>円 注(1)～(3)（略）</p> <p>2 往療 患者1人1回につき1,800円 (1) 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に <u>800</u>円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律 <u>2,400</u>円を加算する。 (2)～(5)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>別紙第4号の3 柔道整復師の施術料金の算定方法 柔道整復師の施術に係る費用の額は、次に定める額により算定するものとする。</p> <p>1 初検、往療及び再検</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">初</td> <td style="text-align: center;">検</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td style="text-align: right;"><u>1,450</u>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">初</td> <td style="text-align: center;">検</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: right;">50円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">往</td> <td style="text-align: center;">療</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td style="text-align: right;">1,860円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">再</td> <td style="text-align: center;">検</td> <td style="text-align: center;">料</td> <td style="text-align: right;">320円</td> </tr> </table> <p>注(1)～(8)（略）</p>	初	検	料	<u>1,450</u> 円	初	検	時	50円	往	療	料	1,860円	再	検	料	320円
初	検	料	<u>1,460</u> 円																														
初	検	時	50円																														
往	療	料	1,860円																														
再	検	料	320円																														
初	検	料	<u>1,450</u> 円																														
初	検	時	50円																														
往	療	料	1,860円																														
再	検	料	320円																														

2 骨折

骨	折	整復料	後療料
1 鎖	骨	<u>5,200</u> 円	} <u>810</u> 円
2 肋	骨	<u>5,200</u> 円	
3 上	腕 骨	<u>11,500</u> 円	
4 前	腕 骨	<u>11,500</u> 円	
5 大	腿 骨	<u>11,500</u> 円	
6 下	腿 骨	<u>11,500</u> 円	
7 手根骨、足根骨		<u>5,200</u> 円	
8 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>5,200</u> 円	

注(1) (略)

(2) 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 1,090円とする。

3 不全骨折

不全骨折	固定料	後療料
1 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>3,800</u> 円	} <u>680</u> 円
2 骨盤	<u>9,200</u> 円	
3 上腕骨、前腕骨	<u>7,000</u> 円	
4 大腿骨	<u>9,200</u> 円	
5 小腿骨	<u>7,000</u> 円	
6 膝蓋骨	<u>7,000</u> 円	
7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>3,600</u> 円	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 960円とする。

2 骨折

骨	折	整復料	後療料
1 鎖	骨	<u>4,100</u> 円	} <u>630</u> 円
2 肋	骨	<u>4,100</u> 円	
3 上	腕 骨	<u>9,000</u> 円	
4 前	腕 骨	<u>9,000</u> 円	
5 大	腿 骨	<u>9,000</u> 円	
6 下	腿 骨	<u>9,000</u> 円	
7 手根骨、足根骨		<u>4,100</u> 円	
8 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		<u>4,100</u> 円	

注(1) (略)

(2) 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 850円とする。

3 不全骨折

不全骨折	固定料	後療料
1 鎖骨、胸骨、肋骨	<u>3,000</u> 円	} <u>530</u> 円
2 骨盤	<u>7,200</u> 円	
3 上腕骨、前腕骨	<u>5,500</u> 円	
4 大腿骨	<u>7,200</u> 円	
5 小腿骨	<u>5,500</u> 円	
6 膝蓋骨	<u>5,500</u> 円	
7 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	<u>2,800</u> 円	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は 750円とする。

4 脱臼

脱	臼	整復料	後療料
1 顎	関節	<u>2,300</u> 円	} <u>680</u> 円
2 肩	関節	<u>7,900</u> 円	
3 肘	関節	<u>3,600</u> 円	
4 股	関節	<u>9,000</u> 円	
5 膝	関節	<u>3,600</u> 円	
6 手関節、足関節、指（手・足） 関節		<u>3,600</u> 円	

注（略）

5（略）

備考

1（略）

2 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあつては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき 85円を加算する。

3～7（略）

実施上の留意事項（略）

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1)（略）

(2) 施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,300円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

4 脱臼

脱	臼	整復料	後療料
1 顎	関節	<u>1,800</u> 円	} <u>530</u> 円
2 肩	関節	<u>6,200</u> 円	
3 肘	関節	<u>2,800</u> 円	
4 股	関節	<u>7,000</u> 円	
5 膝	関節	<u>2,800</u> 円	
6 手関節、足関節、指（手・足） 関節		<u>2,800</u> 円	

注（略）

5（略）

備考

1（略）

2 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあつては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあつては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあつては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき 80円を加算する。

3～7（略）

実施上の留意事項（略）

別紙第4号の4

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施術

(1)（略）

(2) 施術料

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,270円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1 回につき 1,520円

注 (略)

2 往療

患者 1 人 1 回につき 1,800 円

注(1) 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については、2 キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に 770 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,310 円を加算する。

(2) ~ (5) (略)

3 (略)

1 回につき 1,510円

注 (略)

2 往療

患者 1 人 1 回につき 1,800 円

注(1) 往療距離が片道 2 キロメートルを超え 8 キロメートルまでの場合については、2 キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に 800 円を加算し、片道 8 キロメートルを超えた場合については、一律 2,400 円を加算する。

(2) ~ (5) (略)

3 (略)